◇**検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律**（法律第九一号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行うこととした。（第九条及び別表関係）

2　俸給月額の改定は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。

◇**防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律**（法律第九二号）（防衛省）

一　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正関係

1　自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定することとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　常勤の防衛大臣補佐官並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給される一二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一六五に引き下げることとした。（第一八条の二の二及び第二五条第三項関係）

3　常勤の防衛大臣補佐官並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給される六月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一四五に引き下げることとした。（第一八条の二の二及び第二五条第三項関係）

二　防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正関係

1　一般職の国家公務員の例に準じて経過措置による俸給を改定することとした。（附則第一五条関係）

2　経過措置による若年定年退職者給付金の額の算定に係る俸給月額を改定することとした。（附則第一六条関係）

三　防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部改正関係

生徒に支給される六月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一四五に、一二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一六五に、それぞれ引き下げること。（防衛省の職員の給与等に関する法律第二五条の二第三項の改正規定関係）

四　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。ただし、三に係る改正規定は公布の日から、一の3に係る改正規定は平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第九三号）（総務省）

1　国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

㈠　配偶者が国家公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）により育児休業をしている職員についても、育児休業をすることができることとした。また、子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業をすることができることとした。（第三条第一項関係）

㈡　配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員についても、育児短時間勤務をすることができることとした。（第一二条第一項関係）

㈢　配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員についても、育児時間の承認を請求することができることとした。（第二六条第一項関係）

㈣　防衛省の職員への準用について、必要な読替えを行うこととした。（第二七条第一項関係）

2　この法律は、平成二二年六月三〇日までの間において政令で定める日から施行することとした。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行することとした。

◇**国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第九四号）（国会）

1　配偶者が国会職員の育児休業等に関する法律（以下「国会職員育児休業法」という。）により育児休業をしている国会職員についても、育児休業をすることができることとした。また、子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした国会職員について、再度の育児休業をすることができることとした。（第三条第一項関係）

2　配偶者が国会職員育児休業法により育児休業をしている国会職員についても、育児短時間勤務をすることができることとした。（第一二条第一項関係）

3　配偶者が国会職員育児休業法により育児休業をしている国会職員についても、育児時間の承認を請求することができることとした。（第二〇条第一項関係）

4　この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇**裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律**（法律第九五号）（法務省）

1　配偶者が育児休業をしている裁判官等について、育児休業をすることができることとした。また、子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした裁判官について、再度の育児休業をすることができることとした。（第二条第一項関係）

2　この法律は、平成二二年六月三〇日までの間において政令で定める日から施行することとした。

◇**公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令**（政令第二七一号）（文部科学省）

1　公立学校の学校薬剤師の公務災害補償に関し、休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二一年一二月一日から施行することとした。

◇**防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の一部を改正する政令**（政令第二七二号）（防衛省）

一　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　超過勤務手当に係る一箇月について六〇時間を超えてした勤務から政令で定める除かれるものについては、一般職の国家公務員の例によることとすることとした。（第一〇条の三関係）

2　若年定年退職者給付金の額の調整に係る給与年額相当額の算出方法を改めることとした。（第二四条関係）

二　防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正関係

経過措置による航空手当等の額を改めることとした。（防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成一八年政令第九〇号）附則第一〇条関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正関係

俸給の特別調整額の定額化に伴う経過措置による額を改めることとした。（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成一九年政令第五七号）附則第二条関係）

四　この政令は、防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二一年法律第九二号）の施行の日から施行することとした。ただし、一の1に係る改正規定は、平成二二年四月一日から施行することとした。